

「障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン」との相違点について

「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」における「福祉事業者向けガイドライン」との主な相違点は、以下のとおりである。

1. 第3「障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例」(p10～p13)において、医療分野における例を以下のように提示している。

(1) 不当な差別的取扱いと考えられる例

○サービスの提供を拒否すること

- ・医療機関や薬局において、人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること。特に、緊急の対応を要する場面も想定されることに十分留意が必要です。
- ・正当な理由なく、医療機関や薬局内に、身体障害者補助犬を同伴することを拒否すること

○サービスの提供を制限すること(場所・時間帯などの制限)

- ・正当な理由なく、診察などを後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
- ・正当な理由なく、診察室や病室の制限を行うこと
- ・医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと

○サービスの提供に際し条件を付すこと(障害のない者には付さない条件を付すこと)

- ・正当な理由なく、保護者や支援者・介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること

○サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

- ・正当な理由なく、本人(本人の意思を確認することが困難な場合は家族等)の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと
- ・正当な理由なく、病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること
- ・大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること
- ・わずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること
- ・診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること

(2) 合理的配慮と考えられる例

○基準・手順の柔軟な変更

- ・障害の特性に応じて施設のルール、慣行を柔軟に変更すること(診察等で待つ場合、患者が待ちやすい近くの場所で待っていただく、順番が来たら電話で呼び込むなど)。

<建物や設備についての配慮や工夫>

- ・トイレ、病室など部屋の種類や、その方向を示す絵記号や色別の表示などを設けること
- ・障害者に配慮したナースコールの設置を行うこと(息でナースコールができるマルチケアコール、機能障害者用押しボタンなど)

<職員同士での連絡手段の工夫>

- ・ 外見上、障害者であると分かりづらい患者（聴覚障害の方など）の受付票にその旨が分かる連絡カードを添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫すること
- ・ 診療の予約時などに、患者から申出があった自身の障害特性などの情報を、スタッフ間で事前に共有すること

2, 第6「国の行政機関における相談窓口」（p 3 1）において、厚生労働省における医療関係の担当窓口を以下のように提示している。

- （1）医療機関関係
医政局総務課
- （2）薬局関係
医薬・生活衛生局総務課